

〈資料〉

7年間のひっかかり、 シンガポールの新しい離婚原因の 比較的研究(1)

村 井 衡 平

シンガポールにおいて、1961年9月15日にいわゆる「女性憲章」(the women's charter)が施行され、これによって従来の離婚法(the Divorce Ordinance)は廃止され、その規定は改めて女性憲章の第9章に第84条ないし第139条としてとり入れられた。そして、これまで離婚法の基本原則とされた有責原理はいぜんとして維持しながら、他方において、第82条・1項のd号および2項のg号に、夫婦双方のために、「訴状を提出する直前の少なくとも7年間、原告と別居しており、かつ、(夫または妻)との和諧の見込みがないこと」を離婚原因の1つとして新しく認めることになった。これは破綻主義への方向に大きな一歩をふみ出したものといえよう。本稿はMalaya Law-Review.vol. 11 (1969)において、シンガポール大学講師 Leonard Pegg氏がこの新しい7年間の別居という離婚原因を中心におきながら、イギリス・アメリカ・オーストラリア・ニュージーランド諸国での離婚法の改正をめぐる動向を詳しく論じており、参考とすべき点が多い。

1967年6月2日より施行された女性憲章（改正法）は、1961年以降に得られた経験および連合王国、オーストラリア、ニュージーランドの家族関係法における最近の発展に照らし、法案に対する解說的な説明文の中で、1961年の女性憲章に多くの改正を加えている。

夫婦財産の分野での最近のイギリスの立法に従って、妻に対する家事手当（housekeeping-allowance）に由来する金銭またはかかる金銭によって取得された財産の平等な分割のための改正が用意された。そして、現在では夫婦は不法行為を理由に互いに訴えることができる。

離婚の分野において、共謀は裁量的な棄却事由となり、絶対的なものではない。姦通がひとたび宥恕されたならば、もはや復活することはない。妻が婚姻上の非行をしたのち、夫が夫婦としての同居を回復または継続したとしても、夫の不利に宥恕が絶対的に推定されることはもはやない。また、姦通もしくは虐待の宥恕または遺棄の終了という必然的な結果を生じることなく、夫婦が和諧をもたらすことを意図して同居を継続または回復することができるための規定が設けられた。さらに、裁判所は和諧について合理的な可能性があるとき、離婚または別居の手続を延期する権限が与えられている。

子に関して、“婚姻による子”の定義は、婚姻無効、離婚、裁判別居および賠償の手続中または手続後の子の福祉、監護および扶養に関して、養子および現実に“夫婦の家族の1員であるどの子も含むように拡大された。さらに裁判所は、婚姻無効または離婚手続において終局判決を言渡す以前もしくは裁判別居の判決を言渡す以前に、婚姻による子の福祉のために適切な準備を保証するよう要求される。

最後に、無効とされた婚姻による子は、婚姻が無効とされるのではなく、解消されたのであれば、彼等は婚姻当事者の嫡出子であったならば、嫡出子とされる。この条項が取消し得る婚姻と同様に無効な婚姻に言及しているかどうか、決定するのはむづかしい。立法部は両方を含めることを期待していたようであるが、

イギリスの1965年の婚姻訴訟事件法第(11a)

7年間のひっかかり、シンガポールの新しい離婚原因の比較的研究(1)

11条に似た条項の言葉使いから（後者がはっきりと取消し得る婚姻に限定していることを除いて）、取消し得る婚姻による子のみが嫡出子であることを強力に暗示している。この解釈を支持する1つの主張として、この条項は子があるとき嫡出子とされた場合、すなわち、事実上、“もし婚姻が解消されたならば、婚姻当事者による嫡出子とされた”子にのみ適用するという。

無効な婚姻による子は決して嫡出子でないが、他方、取消し得る婚姻による子は、婚姻が存続する限り嫡出子である。いいかえれば、この条項は嫡出性を創造するのではなく、保持することを目的としている。

以上にみたのは、改正の中でもとりわけ最も基本的な規定であるが、たしかに制定法の中核を成し、最も議論の余地のある物差しによれば、夫または妻に、訴を提起する直前の少なくとも7年間、他方当事者が原告と別居しており、しかも事情に依じて、彼または彼女と和諧できそうもないことを理由に、夫または妻が彼等の婚姻が解消されることを求めて裁判所に離婚の訴を提起することを許している。

それゆえに、規定は、当事者の一方に帰せられる婚姻上の非行に関する証拠によるよりも、むしろ婚姻が破綻したことを理由に離婚を認めることを明示している。破綻それ自体は、夫婦が和諧の可能性なしに一定の期間別居していた旨の証拠が提出されるときに推定される。

問題のとり上げ方は、離婚原因の改正に関する最近のイギリス法律委員会 (Law commission) の報告書——The Field of Choice——の中で、“審問なしの破綻” (Breakdown without Inquest) とよばれた。⁽¹³⁾これはカンタベリー大司教グループにより、“Putting Asunder” の中で唯一の離婚原因と主張された“審問にもとづく破綻” (Breakdown with Inquest) に反対するものであった。

2つの取り上げ方の間のちがいは、The Field of choice から次のように引用することによって明らかである。

“われわれがみるように、破綻を理由とする離婚事件は4つの質問

を解決することを含むべきである。

- (a) 婚姻は破綻したか？
- (b) もしそうならば、和諧について合理的な期待が存在するのか？
- (c) 存在しないとして、とくに当事者および子のための正義を含め、婚姻が何故に解消されるべきでないのか、公の政策に関するなんらかの理由が存在するのか？
- (d) 存在しないとして、当事者および子に関してなされるべき適切な必然的取決めは何であるのか？

大僧正グループは、婚姻生活の全般を調査する方法により、すべてのこれらの質問に対し、裁判所が満足のいくように積極的に立証するような回答を望んでいる。われわれが現在考えている択一的な提案のもとで、裁判所は、別居期間を証拠として、(a)に対する積極的な回答に出る準備ができよう。そして、証拠のない場合は(b)および(c)に対し、反対に消極的な回答をすることになろう。同居を終結し、その回復に失敗したという証拠は、婚姻の破綻したことを最大の説得力をもって客観的・公正に表示するものであり、第15節に要約された健全な離婚法の目的は、すべての事件において、完全な夫婦の来歴を調査すべく企てるよりも、これらの表示にたよることによって、より良く達成されるにちがいない。”

シンガポールにおいて立法されたように（そしてオーストラリアおよびニュージーランドにおいて立法されたものとして、われわれがみるように）、離婚原因は一般的な有責原因と並存している。有責主義が破綻主義によって完全にとって代わられたということはない。

しかしながら、この2つの主義は両立しないと主張されてきた。ホドソン卿は、イギリスの離婚法を改正して7年間の別居を離婚原因として含めようとする1963年の婚姻訴訟事件・和諧法案 (the Matrimonial Causes and Reconciliation Bill) について、“この問題に関しては唯2つの主義が生きている。すなわち、われわれは婚姻非行という原理による

7年間のひっきり、シンガポールの新しい離婚原因の比較的研究(1)

べきか、または婚姻破綻という原理によるべきかがそれである”とのべた。⁽¹⁶⁾

ホドソン卿はのちに、被告の不治の精神病を離婚原因に含めることによって有責主義への侵入が行われたことを認めたが、しかしこれを例外的なものとし、婚姻制度に有害な効果が及ぶことを恐れ、これ以上の侵入が行われるべきでないことを切望した。⁽¹⁷⁾

当時、大法官で枢密顧問官であるテイローン卿は、ホドソン卿を支持して次のようにのべている。

“多分そうであろう。離婚が婚姻非行の立証によるべきではなく、婚姻破綻の事実によるべきであるとする別の体系を案出することが可能であるか、私にはわからない。だが、それはわれわれの体系ではない。それは、この改正が目的としている体系ではない。この改正の目的とするところは、われわれの現行法に婚姻破綻の事実にもとづく提案を接ぎ木することにある。私の考えによれば、結果として、この理由を正当づけることはきわめて非論理的であり、困難なことであるといわなければならない。ある人が姦通、虐待またはこの種の何かを理由に離婚判決を得たいと思い、長期間にわたる訴訟ののち、この訴えが失敗に終ることも容易に想像される。彼はただ待たなければならないことを知っており、7年を経過したのちに、この条項のもとで、彼は離婚を得ることになるう。”⁽¹⁸⁾

大僧侶のグループは、裁判所が婚姻を調査した結果として、婚姻破綻を唯一の婚姻原因とすべきであると主唱することにより、婚姻破綻の原理は有責原理に代わるものであり、それに付加されるべきではないとする大法官グループの見解を支持した。大僧侶グループの異議は次のとおりである。

(1) 2つの原理が互いに相入れないことはまぎれもなく明白であろう。現行法において、現存する離婚原因が互いに相入れないことは事実である。

“現行法を支持する多くの人々が主張するように、婚姻非行の原理の基礎となっている道德原理が正当なものであり、維持される必要があるならば、配偶者の精神病を理由とする離婚はたしかに不道德なものである。なぜならば、精神病は非行ではなく、病気だからである。反対に、いずれか一方のコントロールの及ばない事情によって共同生活が終了した場合に離婚を許すことが道德的に正当であるならば、1つの事例を除いて、何故、法律が非行がなされたことを理由にして判決をしなければならないのか、理解に苦しむ。2つの概念を混同してはいけない。⁽¹⁹⁾

(2) 口頭でのべられた原因と切り離せない表面的なものが破綻原理を実施不可能なものにするかも知れない。そして、

(3) 現実に法律を改正することなしに、離婚をより容易に得ることができるようにすべきであろう。

最初の異議に関して、1つの極端な事例(精神病)で、婚姻非行のないときに法律が離婚を許すという事実は、婚姻非行原理を完全に削り落とす理由ではないと返答してよからう。2つの原理は並行して作用することが可能であり、決して矛盾したものではない。モンラッド・パウルソン教授も次のようにのべていた。

“しかし、何故に排他的な選択がなされるべきなのか？1つの原理は、重大な非行を蒙った配偶者の場合に役立つことができる。もう1つの原理は、自分自身には目立った非行の認められない配偶者および相対的に無責任な相手方に対してその意思に反して離婚を求める配偶者に有利に作用することができる。法体系はしばしば、区別できる事態を処理するために別個の原理を選択する。⁽²⁰⁾

他のいくつかの異議は、しかしながら、そう容易に払いのけることはできない。第3の異議に関して、われわれはすでに前記のテイローン卿の言葉の中に多分現われているある種の事態の実例をみている。

われわれは、さらにのちにみるように、現存する婚姻非行にもとづく体系の中に導入された破綻原理が、わざとらしく非行を考慮することに

7年間のひっかかり、シンガポールの新しい離婚原因の比較的研究(1)

よって苦しめられることになる。^(20a)

また、裁判所は、対立当事者主義^(20a)にもとづいて行われる審理によく慣れているため、破綻という争点を審理するのに適切な法廷ではない。裁判所は離婚手続における尋問者の役目をひき受けるけれども、事実を調査する義務は大多数の事件——とりわけ全手続が10分も続かない無防禦⁽²¹⁾の事件——において、實際上というよりはむしろ、原則として免除されている。明らかに、この時間に、裁判官が婚姻について完全な調査を遂行するとは不可能である。

他方において、破綻が唯一の原因となり、また完全な審理のための手続が採用されるならば、離婚裁判所およびそこでの手続が根本的に改正されることが絶対に必要である。事件の審理は長期間となり、費用もかさみ、そして国はより多くの裁判所、より多くの裁判官、法律扶助とともに、組織が適格に活動することができるようにするために、ソーシャル・ワーカーを含むより多くの職員を用意するための財政的な負担に耐えなければならないであろう。

訴訟当事者にとって費用が増加することと、および公的資金への負担を別として、世論は離婚を得ることをより困難にしたり、より長期間にするような体系を容易に黙認することはないであろう。ただし、その結果として相当多数の婚姻が救助されるにちがいないことを示すことができるときは、この限りでない。その結果、多分、不正な結合の数が増加⁽²²⁾し、当然に非嫡出子の数も増加することになる。

法律改正委員会は、これらの困難を認めながら、大僧侶グループの提案の中で示された修正によって対応すべく企てた。われわれがすでにみたように、破綻原理を導入することに合意する一方⁽²³⁾で、委員会は審理を要件とすることを拒否し、それに代えて、破綻は当事者間に和諧の可能性なしに7年間別居したことから推定されるべきである旨を提案した。

この提案は、一般に別居の事実についても、和諧の可能性のないことについても、多くの調査を要求することなしに、現在の裁判所が事件を

充分適切に処理することを可能にするにちがいない。きわめて少数の事件についてのみ議論が生じるが、唯一の最もありそうなのは、裁判所が被告または子にとっての苦境を理由にし、もしくは婚姻という制度を保持するために公の利益を理由にして、離婚を拒否するためにその裁量権を行使することが必要とされる場合である。現在の裁判所の体系はこれらの問題を適切に処理することができる。

法律委員会による勧告に対してなされることができる最もきびしい批判によれば、婚姻破綻を決定するために、われわれは審理なしの破綻かまたは対立当事者という型式の手法、2つの対案からの選択を提示されているにすぎない。これらのいずれも、どのように法律を改正するかという現実の問題に対するまに合わせの解決方法どころではないし、単に離婚をより容易にするものでもないという。

法律委員会の勧告は、ある範囲において、法律の改正についての2つの目的のうち第2の方を可能にするであろう。すなわち、

“いかんながら、婚姻が回復しがたく破壊されたとき、最大限の公正さと最小限の苦しみ、心痛そして恥辱をもって、空虚な法律上の外形がとりこわされることを可能にすること。”

しかし、第1の目的を十分に達成することはできないであろう。すなわち、

“婚姻の健全さを傷つけるよりもむしろ強固にすること。”

ラソク博士は最近、法律委員会がこれをするのに明白に失敗したこと、そしてとくに和諧の方法に対するそのなまぬるい態度を批判していた。

ラソク博士の考えによれば、審理体系のわく組の中で（彼はそれが唯一有効な体系であり、そこで破綻原理を通用することができる）と主張する）

“社会の1つの制度としての婚姻という地位を回復させることが必要であり、そこには重要な競争相手は存在しないし、ある行為基準を要求する。”この方法の最初のできごとは、合意による離婚および義務の履行

7年間のひっかかり、シンガポールの新しい離婚原因の比較的研究(1)

拒絶 (repudiation) による離婚であろう。2番目に、適切に設立された“家庭裁判所”をもつことが必要であり、その手続は現在の慣例とちがいで、その本質が和解的なものであり、裁判所はそれ自身の裁量で和諧の見込みを探るのに必要な権限をもっている。

ラソク博士は、しかしながら、たとえばフランスのような国において、強制的な和諧手続を伴う審理体系は、裁判官、当事者および彼等の弁護士⁽²⁷⁾の態度に大きく起因して、期待されるような効果を立証しなかった事実を認めている。

われわれがすでにみたように、離婚手続をより困難で、長期にわたり、しかも費用のかかるものにするかか方法が、婚姻を破壊するよりもそれらを救済する目的を達成できる少しばかりの成功にもかかわらず、世論または現実に国庫に好い印象を与えるかどうか、疑わしい。

離婚原因として婚姻の破綻を導入することに対する好意的な主張が行われるのは、もちろん、すでに法律が婚姻非行に代えて破綻を採用する方向に傾いているからである。

破綻はすでに不治の精神病を理由とする離婚の基礎として、広く承認されている。死亡の推定⁽²⁸⁾という原因もまた、原告を名前のみ存在する婚姻から解放するであろう。婚姻の最初の3年間は訴を提起することが阻止される3年の規定さえも、例外的な事情のある場合は別として、そうでない限り、3年⁽³⁰⁾が経過したのち困難な事態がさらに悪化し、または新たに発生もしくは継続するとき、婚姻は恐らく破綻してしまっていると暗黙のうちに承認する。

多くの事件において、当事者が裁判所の面前にいるというその事実は、それ以上のことなしに、破綻を示すに充分である。決定すべく残されている問題は、離婚を許すかどうかということではなく、むしろ誰に対して許されるべきかである。

婚姻非行を破綻にとって代えたものとして、最もめざましく、最も広く引用された前進 (advance) は、もちろん Gollins v. Gollins 事件⁽³¹⁾お

び Williams v. Williams 事件であった。両判決は1963年6月27日に貴族院によって言渡されたものであり、⁽³²⁾皮肉なことに貴族院が婚姻訴訟事件・和諧法案 (the Matrimonial causes and Reconciliation Bill) の中の条項を拒否してから6日後のことである。この法案は、和諧の可能性なしに7年間別居することを理由に離婚を許そうとするものであった。

いたるところで徹底的に議論されたこれらの事件の判決は、虐待に関する事実認定をすることができる以前に、基本的な要件としての害意を消し去ることによって、虐待という婚姻非行から有責性を流出させてしまった。又ピール・ブラウン教授がのべたように、

⁽³⁴⁾“ひとたび責任のない虐待が存在し得ることをわれわれが許すならば、そのときは無責離婚 (divorce without fault) が行われる。婚姻非行原理に対して口先だけのおせじがいぜんとして払われるであろうが、しかしこの法律上の擬制の背後で、裁判所は離婚の基礎として婚姻破綻の原理をうけ入れている。かくして、平均のとれた苦境にもとづく広範囲な議論が婚姻非行という背景の中に奇妙に適応するけれども、破綻原理を前提とする原因として広く承認されている不治の精神病という原因の方法にさらに良く適応している。そして、ピアース卿によれば、虐待という原因の背後にある法律の存在理由は、すでに破壊されてしまった婚姻に一生涯結びつけられる両配偶者の苦境を軽減することにある。”

⁽³⁵⁾ブラウン教授はさらに続けて次のようにのべている。もし貴族院がいまや虐待（および擬制虐待）を破綻原理のもとで不治の精神病と組合わされた原因とするならば、そのとき判決はその表面的なことを強調することにより、非行原理をいぜんとして信用しないことができる。なぜならば、より深く分析すれば、姦通、虐待およびいずれかの形式による虐待は、すべて婚姻破綻の徴候だからである。

シルキン卿はさきにもた貴族院の議論の中での演説で現実はこの見解を前提としていた。

“これらの離婚原因すべてについて大ざっぱに言えば、婚姻が破綻し

7年間のひっかかり、シンガポールの新しい離婚原因の比較的研究(1)

たというのが一般大衆の見解である。一方当事者が他方を虐待するとき、一方当事者が精神病であるとき、または遺棄が存在するとき、真の婚姻はあり得ない。”

Gollins v. Gollins 事件⁽³⁶⁾および Williams v. Williams 事件⁽³⁷⁾にもかかわらず、裁判所は性格の不一致を理由とする離婚に門戸を開かなかった。彼または彼女が“婚姻生活ですり切れてしまった”ことで現実に苦しんでいても、婚姻によっていらいらし、怒りがひどいことを理由に離婚を得ることはできない。いぜんとして、虐待という婚姻非行が必要とされる。⁽³⁸⁾虐待という非行になるため、その行為はいかなる合理人 (reasonable man) もそれを許さないし、または原告がそれに耐えるべきだとは考えないようなものでなければならない。

Le Brocq v. Le Brocq 事件⁽³⁹⁾において、控訴裁判所は、離婚法にいう虐待は言葉のもつ通常で自然な意味での虐待を意味することを強調した。そこに人為的または審美的な意味はない。サーモン首席裁判官は特別に次のようにのべている。

“ある行為が虐待となるためには原告を目的としたものでなければならないという原理に一撃を加えることを除いて、私は Gollins 事件が法律を変更したとは思わない。”

⁽⁴¹⁾Gollins 事件後に別の Safier v. Safier 事件⁽⁴²⁾において、婚姻が回復しがたく破綻し、両当事者の健康が害されたにもかかわらず、この事件では婚姻非行である虐待が立証されるべきものとして残された。虐待は不幸をひき起すが、しかし不幸は虐待を立証しない。それゆえに、重大な (grave and weighty) 行為⁽⁴¹⁾がなければ、一方配偶者はいかに彼または彼女が婚姻家庭に留まることによって健康に被害を蒙っていても、婚姻から解放されることはできない。かかる場合に、もし妻が彼女自身の健康を保護するため、永久に婚姻家庭を離れるならば、彼女の遺棄を理由に扶養をうける権利を失い、3年後に彼女に不利に離婚が言渡されることになる。彼女は留まって苦しむか、立ち去って苦しむか、“虐待のディ

レンマ”におち入る。もし彼女の夫が彼女を離婚することを拒否すれば、⁽⁴³⁾彼女は永久に婚姻に結びつけられる（その後彼に婚姻非行がないか、またはわれわれが考えているような原因がない場合に）。同様に、もし彼女が婚姻家庭を離れる合理的な原因をもつことが発見されるけれども、しかし彼女の夫は擬制虐待でない場合、いずれの当事者も非行はなく、婚姻が空虚で無意味なものであっても、双方とも離婚を得ることはできない。

⁽⁴⁴⁾Gollins 事件および Williams 事件の判決にもかかわらず裁判所は虐待事件を決定するについて控えめに行動してきたとみてよかろう。最近の2つの事件において、いずれも被告による性交の拒否およびその後の原告の健康への危害を含みながら、⁽⁴⁵⁾裁判所は前説をとり消し、行為が虐待となるためには言い訳の立たないものであるべきだとする要求を導入することにより、⁽⁴⁶⁾再び非行原理を採用した。このことは Williams v. Williams 事件と相容れないように思われる。なぜならば、そこでは精神的に病んでいる被告の行為は言い訳のできるものであったが、しかし⁽⁴⁷⁾それにもかかわらず虐待と主張されたからである。

もちろん、すべての事件はそれ自身の事実によって決定されると返答され、そして実際に裁判所は、もし婚姻の中で何が一般的な性的満足を構成するかを決定しなければならぬとすれば、不可能な事態におかれるにちがいない。多くの事柄が、それゆえに、被告の行為にかかっている。もし裁判所がさらに、全く気の進まない性交を拒否することにならぬか故意の要素を発見するならば、そのときは虐待が立証されることになるだろう。

⁽⁴⁸⁾ときとして、裁判所が破綻原理に傾いている実例として慎重な事件が引用される。婚姻非行のあった原告にやたらに離婚が拒否されることはない。ただし、⁽⁴⁹⁾彼がそれを完全に付ち明けなかったことが発見されるときは別である。裁判所は、しかしながら、もし当事者間に和諧の希望が⁽⁵⁰⁾少しでもあると認定すれば、離婚を拒否するであろう。⁽⁵¹⁾これは破綻原理

7年間のひっかかり、シンガポールの新しい離婚原因の比較的研究(1)

と一致する。他方において、完全に破綻した婚姻を維持することは公の政策に反するという要因を考慮に入れるに当って、もう1つの要因、すなわち、婚姻の拘束力をもった神聖さを尊重することに少なくとも同じ重みを与える必要のあることが貴族院の *Blunt v. Blunt* 事件において決定され、さらに1955年にイギリス王立委員会によって強調された。⁽⁵³⁾⁽⁵²⁾

それゆえに、原告が彼の行為によって彼の義務をはなはだしく無視していた場合に、婚姻はすでに破綻しているにもかかわらず、裁判所が離婚を拒否する事件も生じてくる。

どのようにすれば、実質のない婚姻を維持し、非嫡出子の出産を伴うその後の不法な結合を促進することにより、世の中における婚姻の神聖さを保持することができるのか、それは困難な問題である。かかる制限的な政策は、婚姻を1つの制度として維持するため、個々の婚姻の価値が損われるべきではないという仮説にもとづいている。この仮説が正当化されるかどうか疑わしいことは、われわれがのちにみるとおりである。⁽⁵⁴⁾

ここで、虐待の領域について、破綻原理は制限された適用しかうけな
いと考えることができる。

長年の間、裁判所は判決の言渡しに対する抗弁 (bars) の背後にある原理を見落とし勝ちであったことが思い出される。教会裁判所は別居 (divorce a mensa et thoro) 判決のみを言渡した、すなわち、裁判所は当事者の同居義務のみを免除できたにすぎない。判決の言渡しに対する抗弁は、婚姻を事実として維持することに向けられていて、夫婦がいぜんとして婚姻したまま合法的に別居することに向けられてはいなかった。互いに有責な当事者は互いに良き仲間であり、共同生活を継続すべきであるという見解が優位を占めていた。さらに、教会裁判所は別居を管理するに当り、当事者が夫のない妻および妻のない夫という危険な身分で世の中に放免することに気が進まなかった。⁽⁵⁵⁾ 抗弁は、当初、同居が停止されるのを阻止することを目的としていたが、イギリスの婚姻訴訟事件法により、1857年に離婚法の中にとり入れられた。

しかしながら、同居の停止どころか身分の終了を含んだ婚姻の解消は、別の考えを浮び上がらせる。別居判決に対立するものとしての離婚判決が拒否されたとしても、当事者が同居を回復するかまたは継続することはありません。もし抗弁が当事者の婚姻生活の完全な崩壊を阻止する効力がなく、ただ教会裁判所が避けようとしたこと、すなわち、夫を妻なしに、また妻を夫なしに世の中に放り出すのを避けることにのみ成功すれば、そのとき、抗弁は有効な目的に何の役も立たない。

それゆえ、抗弁は婚姻の解消（同居の停止に対立するものとして）に対し、まして婚姻が修復の余地なく完全に破壊されてしまったとき、少しは関連があるのかどうか、疑問の余地がある。

離婚は、婚姻を継続する可能性がいぜんとして存在することが明らかな場合にのみ拒否されるべきであると認められている。これは破綻原理⁽⁵⁶⁾および教会裁判所における抗弁の目的と良く一致しており、すでに修復できないまでに破綻した名前のみの婚姻を維持するよりも、事実上存在している婚姻が分裂するのを阻止ことにあった。

改正に際して、抗弁としての宥恕（condonation）の範囲は、遺棄している配偶者が婚姻家庭に復帰する効力をもつものとして、緩和された。⁽⁵⁸⁾⁽⁵⁷⁾

裁判所は、それゆえ、コモン・ローであれば姦通または虐待が宥恕されたと十分に指示するにちがいない事情を無視しながら、婚姻は破綻したと推定することになろう。事実、コモン・ローにおいて抗弁となるべき行為（当事者がのちに流浪の身になるという事実にもかかわらず）は、婚姻状態の完全な破壊を示すものといってよく、またそれゆえ、解消を否定する理由としてよりは、むしろ解消を必要とすることを示すものと思われる。和諧の試みを含め、和諧に失敗する行為それ自身が破綻を表示している。

同様に、遺棄および同居の回復による遺棄の終了に関して、要求される法律上の期間が3カ月未満の1時期、中断されるという事実にもかかわらず、遺棄された配偶者が虐待を理由とする手続にとりかかることを

7年間のひっかかり、シンガポールの新しい離婚原因の比較的研究(1)

許すのは、裁判所が婚姻はすでに破綻したと推測し、それを基礎にして離婚を与えるべく考えていることを表示している。いずれの事情のもとでも、少なくとも女性憲章の第86条に描かれたような非行は証明されていない。

しかし、立法部は、かかる規定を設けるに当り、当事者が3カ月同居すること、しかもこれを1時期についてのみ認めることで制限的であった。これにも増して、原告はコモン・ローの充分な厳格さに従い、宥恕⁽⁵⁹⁾の推定に反証をあげるか、または新しく遺棄の期間の計算を始めなければならぬ。

⁽⁶⁰⁾連合王国およびシンガポールの立法部は、双方とも、完遂された遺棄は、訴が提起されたのちでも、または仮判決が言渡されたのちでも、宥恕⁽⁶¹⁾されることができるとを考慮に入れなかった。女性憲章の第87条3項は姦通または虐待の宥恕のみに触れている。それゆえ、訴の提起または仮判決後に和諧の目的で一定期間、同居を回復する原告が遺棄を理由としても、前示の規定によって保護されず、遺棄を宥恕したものと認定されるであろう。このことがイギリスの Ives v. Ives 事件⁽⁶³⁾において発生したが、この事件で当事者は実際に3カ月以上も同居したとき、ケアンズ判事は第87条3項と同様に重要な和諧の規定が遺棄に適用されるかどうか、決定することはなかった。宥恕は、それゆえ、第3項の規定にかかわらず、推定されることができる。

問題点は次のところにある。すなわち、この事件において、破綻に関する実質的な証拠があったにもかかわらず、裁判所は明らかに法律に拘束され、夫に救済を与えることができず、夫を無用で空虚な婚姻にしばられたままにしたことであった。夫の罪の範囲は、3年間の別居後に彼の婚姻を進行させようという勇敢ではあるが、賢明でないものであったとわれわれが考えるとき、判決はなおさら当を得ないものと思われる。この事件は、もしあるとすれば、裁判所は本質的に破綻原理にたよっていると作り話を完全に打破するものである。裁判所が非行体系とい

う包み紙および装飾で完全に巻き込まれてしまうとき、離婚原因として婚姻の破綻でおき代える方向への有意義な前進は全く不可能である。

注

- (1) シンガポール政府官報。草案に対する補足。1966年11月8日。NO.17.
- (2) 第20条は第50条を廃止し、再立法する。また、連合王国の Married women's property Act. 1964年。第1条を参照。
- (3) 第23条は第54条を廃止し、再立法する。また、連合王国の Law Refom (Husband and wife) Act. 1962年を参照。
- (4) 第29条は第86条を改正する。連合王国の Matrimonial causes Act. 1965年。第5条(4)を参照。
- (5) 第31条は第87条(4)を付加する。連合王国の Matrimonial causes Act. 1965年。第42条(3)を参照。
- (6) 第31条は第87条(2)を付加する。連合王国の Matrimonial causes Act. 1965年。第42条(1)を参照。
- (7) 第31条および第28条は第87条(3)、第84条(6)を付加する。連合王国の Matrimonial causes Act. 1965年。第42条(2)および第2条(2)を付加する。
- (8) 第30条は第86条Aを付加する。オーストラリアの Matrimonial causes Act. 1959年-65年。第14条を参照。
- (9) 第26条は第80条を付加し、第35条は第113条を改正する。連合王国の Matrimonial causes Act. 1965年。第46条(2)を参照。
- (10) 第34条は第112条Aを付加する。連合王国の Matrimonial causes Act. 1965年。第33条を参照。
- (11) 第33条は第94条を廃止し、再立法する。
- (11a) Singapore Legislative Assembly Debates. 第25巻第2部482欄。
- (11b) 現在では the statute Law Revision Bill. 1969年を参照。これは第94条に“無効な婚姻による子は、この条例の施行の前後、いずれに生まれたかを問わず、彼の両親の嫡出子とみなされる”との趣旨の新らしい分節を第94条に導入する。
- (12) 第28条は第84条を改正する。この原因はまだ裁判別居の判決を得るのに利用することができる(第96条)。
- (13) cmnd.3123.
- (14) 前出。第72節。
- (15) 註26で支持された本文を参照。
- (16) Houses of Lords Debates. 1963年6月21日。1538

7年間のひっかかり，シンガポールの新しい離婚原因の比較的研究(1)

- (17) 前出。第1534-35欄。
- (18) 前出。第1566欄。
- (19) Putting Assunder. 第44節。
- (20) 1966年8月4日。New Society. Putting Assunder についての批評。
- (20a) 1例として，1969年2月1日。Straits Times. Govinder v. Govinder 事件を参照。そこでは Choor Singh 判事が次のようにのべている。すなわち，彼女の夫から7年間別居していたことを理由に訴を提起する Govinder 夫人は，別居が彼女の夫の姦通によって生じたものであったことを立証する必要があったというのである。
- (21) Women's charter. 1961年。第86条。
- (22) Royal Commission on Marriage and Divorce. 1951年-1955年。第50節 (cmd. 9678)
- (23) The Field of choice. 第71節以下。
- (24) 連合王国では，事件の7パーセントしか争われていない。
- (25) 1968年。Solicitor Journal. 112号, 430頁のラソク博士の批評参照。
- (26) The Field of choice. 第15節。
- (27) 1968年，Solicitor Journal. 112号。472頁。
- (28) Women's charter. 1961年。第84条(1)d, 第84条(2)f。
- (29) 前出。第90条。
- (30) 前出。第83条。
- (31) 1964年。A. C. 644頁。
- (32) 1964年。A. C. 698頁。
- (33) のちの1963年の the Matrimonial Causes Act. この規定は現在，1965年の the Matrimonial causes Act に統合されている。
- (34) とくに L. Neville Brown 氏の1963年。Modern Law Review. 26巻 625頁の見解を参照。
- (35) 前出645頁
- (36) 1963年6月21日。House of Lords Debates. 1334-35欄。
- (37) 前掲註31。
- (38) 前掲註32。
- (39) Buchler v. Buchler 事件。1947年。25頁。C. A. Asquith 主席判事による。
- (40) All. E. R. 3巻464頁。C. A.
- (41) 前出471-472頁。
- (42) 1964年。Solicitors Journal. 108巻。338頁。
- (43) Timmins v. Timmins 事件。1953年。All. E. R. 2巻187頁。C. A.
- (44) G. V. G. 事件。1964年。P. 133頁。

- (45) P. V. P. 事件。1964年。All. E. R. 3巻919頁：B(L) v. B(R) 事件。1965年。All. E. R. 3巻263頁。C. A. : Walker v. Walker 事件。1967年。Sol. J. 111巻496頁。
- (46) Reid 卿は1964年, Gollins v. Gollins 事件。A. C. 644巻667頁において、被告の側の行為が虐待となり、許せないとのべている。しかしながら、Reid 卿は Gollins 事件それ自身の事実にのみ言及していたように思われる。その後、1964年の Williams v. Williams 事件, A. C. 698頁の判決に照らしてみれば、行為その他の点での許容性は、全体としての虐待の争点を決定するために考慮されるべき要因の1つにすぎないように思われる。
- (47) 前掲註32。
- (48) P(D) v. P(J) 事件。1965年。All. E. R. 2巻456頁。さらに Sheldon v. Sheldon 事件。1966年。P.62頁。(C. A.) および Slon v. Slon 事件。W. L. R. 2巻375頁も参照。
- (49) 裁判所が裁量権を行使するに当って心にとめておくべき要因は、高等裁判所の検認・海事・離婚部の1965年。Bull v. Bull 事件——W. L. R. 3巻1056頁——の判決においてのべられている。
- (50) また Goldsmith v. Goldsmith 事件。1965年。P.188頁も参照。
- (51) Little v. Little 事件。1965年。Solicitors Journal.110巻546頁(C. A.)。Copps v. Copps 事件。前出545頁。
- (52) 1943年。A. C. 517頁。しかしながら、Masarati v. Masarati 事件。1969年。W. L.R. 1巻393頁参照。そこでは、破綻の要因の方が強調されている。
- (53) Cmnd. 9678.第228節。
- (54) とくに Williams v. Williams 事件。W. L. R. 2巻1248頁。C. A. 参照。そこでは、原告が婚姻の神聖さを完全に無視したことを示したことを理由に裁量権を行使することを拒否した結果として、当事者によって形成された2つの新しい健全な結合（その1つは、非嫡出子の出生によってもたらされた）を規制することができなかった。
- (55) Beeby v. Beeby 事件。1799年。English Reports. 162巻755頁756頁。
- (56) Little v. Little 事件。前掲註51。
- (57) Women's charter.1961年。第82条(2)および(3)。
- (58) 前出。第84条(6)
- (59) Women's charter の第87条(3)は原告の救済を損うことなしに1回以上の和諧の試みが実行されることを示しているように思われる。しかしながら、第84条(6)は明日に唯1回のみかかる期間が許されることを示している。
- (60) さらに、3カ月の期間が始まる前または期間中のいつでも、和諧した

7年間のひっかかり，シンガポールの新しい離婚原因の比較的研究(1)

当事者は本条による保護を失うことになる。彼等は和解の結果として同居を再開したのであり，宥恕の意思はなかったといわれる。Brown v. Brown 事件。1964年。All. E. R. 2巻828頁参照。これは Herridge v. Herridge 事件。1966年。All. E. R. 1巻92頁において，C. A. によって是認された。さらに Mackleworth v. Mackleworth 事件。1964年5月7日。The Times: Quinn v. Quinn 事件。Sol. J. 113巻687頁も参照。

- (61) Maslin v. Maslin 事件。1952年 All. E. R. 1巻477頁。
- (62) Ives v. Tves 事件。1967年。All. E. R. 3巻79頁。なお Me Judice. 1968年。9巻の私の判例批評を参照。
- (63) 前掲註62。
- (64) 連合王国の Matrimonial Causes Act. 1965年。第42条(2)。
- (65) 別居判決に対する教会裁判所の棄却事由は，婚姻の解消に対し，とくに和諧のチャンスのないときに適切でないとする私の以前の主張は，遺棄を理由とする離婚の請求に格別の力がある。なぜならば，教会法の知らない非行であることは別として(1857年の Matrimonial Causes Act で原状回復判決の失敗を埋め合わせるものとして導入された)，遺棄は，遺棄事件において当事者はすでに別居しているという単なる理由により，とくに別居原因としての遺棄に等しいからである。さらに，遺棄は他のどれよりもその本質において破綻により近い原因である。それは姦通または虐待行為よりも強力で婚姻が永久に破綻したことを示しており，そしてそれゆえに，宥恕の抗弁に注意を払うべきではない。